

事業計画概要書の記載事項の変更

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。）に基づき公表された事業計画概要書の記載事項について、事業計画変更届出書が提出されました。

7 長地環第 5－14 号
令和 7 年（2025 年）11 月 4 日
長野県長野地域振興局長

1 変更する事業計画概要書

氏名及び住所 （法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	株式会社明幸 代表取締役 小野 哲也 長野県上水内郡飯綱町芋川 5520 番地
変更する事業計画概要書	平成 30 年 12 月 27 日付け 30 長地環第 134－1 号で公表した事業計画概要書

2 変更の概要

変更事項	新	旧
処理を行う廃棄物の種類	○一般廃棄物 燃え殻、ばいじん、プラスチックごみ（石綿含有一般廃棄物を含む。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有一般廃棄物を含む。）、熔融スラグ、ゴムくず <u>以上いずれも特別管理一般廃棄物を除く。</u> ○産業廃棄物 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉋さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん、法施行令第 2 条第 13 号に規定する産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。） 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	○一般廃棄物 燃え殻、ばいじん、プラスチックごみ（石綿含有一般廃棄物を含む。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有一般廃棄物を含む。）、熔融スラグ、ゴムくず ○産業廃棄物 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉋さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん、法施行令第 2 条第 13 号に規定する産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。） 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
周辺地域の範囲	飯綱町芋川区、赤東区 信濃町荒瀬原区 中野市南永江区、北永江区、梨久保区	飯綱町芋川区、赤東区 中野市南永江区、北永江区、梨久保区

関係市町村長及び関係住民の範囲	飯綱町長、<u>信濃町長</u>、中野市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は 事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域で農業、林業又は漁業を営む 者 <u>北信州土地改良区永田支部組合員</u> <u>北信漁業協同組合員</u>	飯綱町長、中野市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は 事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域で農業、林業又は漁業を営む 者
事業計画概要説明会の開催日時及び場所	<u>信濃町荒瀬原区、北信州土地改良区永田支部、北信漁業協同組合</u> <u>第1回</u> <u>日時 令和7年12月21日(日)</u> <u>午前10時から</u> <u>場所 上荒瀬原第一集落センター(上水内郡信濃町荒瀬原 259-2)</u> <u>第2回</u> <u>日時 令和7年12月21日(日)</u> <u>午後1時から</u> <u>場所 下荒瀬原集落センター(上水内郡信濃町荒瀬原 724-2)</u>	(追加)

※変更の内容は、事業計画概要書の公表様式に反映させています。